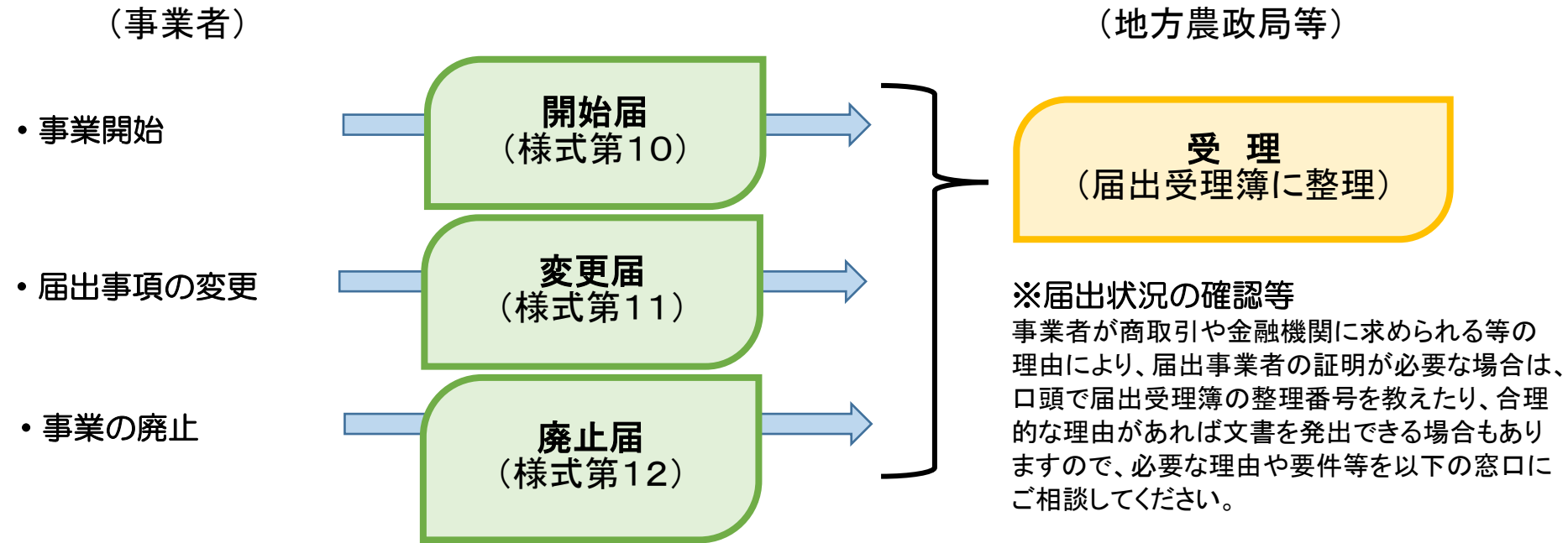


## < 米穀の出荷又は販売の事業の手続き > (20精米トン以上の米穀の出荷又は販売の事業は、農政局に届出が必要です。)



※様式は、東北農政局ホームページ [http://www.maff.go.jp/tohoku/seisan/kome\\_jigyosha/index.html](http://www.maff.go.jp/tohoku/seisan/kome_jigyosha/index.html) に掲載しています。  
届出は、FAXでも郵送でも可能です。

保健所に  
**営業の届出**  
を提出しましょう！

令和3年6月1日以降は、管轄の保健所に「営業の届出」をする必要があります。  
(食品衛生申請システムでも申請可能です)

- ・既に営業中の事業者は、令和3年11月30日までに届出を行う必要があります、令和3年6月1日以降に営業を開始する場合には、開始日までに届出する必要があります。
- ・お米の取り扱い規模にかかわらず届出が必要です。
- ・「食品衛生責任者」の届出も必要となります。

問い合わせ先: 以下の窓口に電話等でお問い合わせください。

東北農政局 生産部 生産振興課 流通改善グループ  
〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号(仙台合同庁舎6階)  
電話: 022-263-1111(内線4427、4056) FAX: 022-217-4180